

消防危第 48 号  
消防特第 64 号  
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
消防庁特殊災害室長

プラント保安分野における AI 信頼性評価ガイドラインの改定について

消防庁では、厚生労働省及び経済産業省と共同で開催している「石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議」において、プラント事業者が導入する AI の信頼性を評価するためのガイドライン等を令和 2 年 11 月に取りまとめ、「プラント保安分野における AI 信頼性評価ガイドライン」(令和 2 年 11 月 17 日消防危第 273 号・消防特第 147 号。以下「ガイドライン」という。)によりお知らせしたところです。

このガイドラインについて、解説を追加する等の改定を行いましたので、別添 1 のとおりお知らせします。また、改定後のガイドライン及び関連資料について、石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議共同運営サイトに掲載いたしましたので、ご参照ください。  
([https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4\\_16/jisyuhoan\\_shiryo.html](https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/jisyuhoan_shiryo.html))

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

また、このことについては、別添 2 のとおり、関係事業者団体に対しても通知しています。  
本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
特殊災害室  
担当: 勝本  
TEL 03-5253-7524